

法定相続人を確定するために必要な戸籍謄本

被相続人様の出生からお亡くなりになられるまでの連続した戸籍謄本をご提出いただき、被相続人様のお亡くなりになった事実と相続人の確認をさせていただきます。

また、そのほかにも相続人が誰かにより、必要な戸籍謄本が追加になる場合がございます。当行の相続手続で必要な戸籍謄本は次表を確認のうえ、ご用意願います。

なお、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文付き）をご提出いただく場合は、戸籍謄本のご提出は原則不要です。

順位	法定相続人	相続人の確定に必要な戸籍謄本
—	配偶者	・ 被相続人様が亡くなられた時点の戸籍謄本
第一順位	子	・ 被相続人様の出生からお亡くなりになられるまでの連続した戸籍謄本 ・ 代襲相続人がいる場合、亡くなられた相続人の出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本
第二順位	父母	・ 被相続人様の出生からお亡くなりになられるまでの連続した戸籍謄本
	祖父母	・ 父母の両方がお亡くなりになっている場合は、その除籍謄本
第三順位	兄弟姉妹	・ 被相続人様、および被相続人様の父母それぞれの出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本
	甥・姪	・ 代襲相続人がいる場合、亡くなられた相続人の出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本